

# 10月は九都県市によるディーゼル車対策の強化月間です

～埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市～

自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、九都県市では、一都三県の条例により、平成15年10月から粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の運行を禁止しています。

しかし、九都県市を走行する車の中には、いまだに排出基準を満たさないものもあることから、違反車をゼロにするための取組が重要となっています。

そこで、九都県市では、**10月をディーゼル車対策の強化月間**と位置付け、**各条例に基づく車両検査**を実施するとともに、サービスエリア等においてポスター掲示等による**周知活動**を行います。

## 強化月間の取組

### 1 車両検査

一都三県の各条例に基づく車両検査を各地で集中的に実施します。

### 2 周知活動

強化月間の期間中に、下記の実施場所等でディーゼル車規制に係る啓発品の配布などの広報を行うとともに、一都三県内のサービスエリアやパーキングエリアにおいて、ポスター掲示やデジタルサイネージ掲出を実施します。



| 周知活動の実施場所            | 日程            | 連絡先                   |              |
|----------------------|---------------|-----------------------|--------------|
| 東名高速道路<br>海老名SA(上下線) | 10月16日<br>(金) | 神奈川県環境農政局環境部環境課       | 045-210-4180 |
|                      |               | 横浜市みどり環境局環境保全部大気・音環境課 | 045-671-3843 |
|                      |               | 川崎市環境局環境対策部環境対策推進課    | 044-200-2517 |
|                      |               | 相模原市環境経済局環境部環境保全課     | 042-769-8241 |
| 圏央道<br>菖蒲PA(内外回り)    | 10月21日<br>(水) | 埼玉県環境部大気環境課           | 048-830-3064 |
|                      |               | さいたま市環境局環境共生部環境対策課    | 048-829-1330 |
| 京葉道路<br>幕張PA(下り線)    | 10月21日<br>(水) | 千葉県環境生活部大気保全課         | 043-223-3810 |
|                      |               | 千葉市環境局環境保全部環境規制課      | 043-245-5189 |
| 中央自動車道<br>石川PA(上下線)  | 10月23日<br>(金) | 東京都環境局環境改善部自動車環境課     | 03-5388-3598 |

※雨天による変更後の日程や各都県市の取組などについては、各都県市にお問い合わせください。  
本件は九都県市同時記者発表です。

| お問合せ先    |    |                  |
|----------|----|------------------|
| 大気・音環境課長 | 倉林 | Tel 045-671-2476 |



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

